

2025 年度事業計画書

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構
(CODA)

〔はじめに〕

今年度の事業目標として、「実効性の強化」、「情報発信力の強化」、「組織体制の強化」の三つを掲げ、能動的に対策を講じていく。

「実効性の強化」では、侵害情報の集約し、迅速かつ効率的・効果的な共同エンフォースメントの実施を目指す。

2021年4月より開始した「国際執行プロジェクト(CBEP)」では、2025年3月までの間に、悪質な海賊版サイトに対して、刑事手続き、行政手続き、ノック・アンド・トークなどを通じた共同エンフォースメントを行い、84サイトを閉鎖するなど大きな成果を上げることができた。今年度は、ベトナム、フランス、イギリスなどから発信される日本コンテンツの海賊版サイトを対象とした共同エンフォースメントを実施し、さらに実効性の向上を高めていく。

また、2005年よりCODAが培ってきた海賊版サイト対策の知見・経験を活かし、昨今問題となっている偽キャラクターグッズの蔓延に対しても、具体的な対策を講じていく。その一環として、「偽キャラクターグッズ対策委員会」を新設し、権利者と連携し共同エンフォースメント体制を構築していく。

「情報発信力の強化」については、マスコミ関係者との定期的な情報交換・共有を行うなどして、インターネット上の海賊版対策の必要性について理解を深めてもらうことが重要である。そのためにも最新情報の把握し、正確な情報伝達を行う体制を整える必要がある。また定期的なニュースリリースの発信やホームページ更新などといった地味な活動も、情報発信力の強化の基盤として欠かせないものであり、継続・強化が求められる。

「組織体制の強化」は、実効性の強化をはじめとする事業推進のため、組織全体の体制を強化する必要がある。デジタル化・ネットワーク化の進展により、インターネット上の海賊版対策は益々とグローバル化している。これらに対処するため、事務局員の増員や海外事務所開設の検討などを含め、柔軟かつ強固な組織体制の構築に努めていく。

〔事業計画〕

(1) インターネット上の海賊版に対する侵害対策の実施

ア 著作権教育・意識啓発

国内外の一般消費者等に対して、知的財産権保護の重要性に関する広報啓発を実施する。具体的には、広報物の制作、セミナーやイベントの開催、インターネット上での広報などを実施する。

- ① 国内の一般消費者に向けた広報啓発活動として、広報啓発専用ホームページの充実を図り、最新情報の発信、共同エンフォースメントに係るニュースリリース及び海賊版対策に係る法改正等の周知を行う。

- ② 不正商品対策協議会（ACA）¹等が主催する広報啓発イベント等へ出展し、海賊版対策に関する広報啓発物（チラシ・ポスター・展示物等）を配布するなど積極的に周知活動を実施する。併せて、一般消費者等に対して知財保護の重要性の訴求のために、ACA 等のイベント等への出展に限らず、効果的な広報啓発活動の手法や実施を検討する。
- ③ 海外における一般消費者への広報啓発の観点から、効果が高いと思われる海外イベント等への出展を検討し、必要に応じて周知活動を実施する。
- ④ アジア地域における海賊版等の知的財産権侵害の事例、訴訟の対策、法改正の動向に関して、CODA 北京事務所及び関係機関を活用して情報収集を行い、ニュースレターやホームページ等を通じて、我が国コンテンツ業界に広く発信する。
- ⑤ 海外で先進的な取組を行っている政府機関・権利者団体・企業の有識者等を必要に応じて日本に招聘またはオンライン上において、知的財産権侵害対策等に係るセミナー等を開催し、広く一般消費者等への意識啓発を図る。
- ⑥ 2022 年度より開始した知的財産に関する教育プログラム「10 代のデジタルエチケット」について、前年度までに実施した PBL 型プログラムの更新をするなどして、無償プログラムの提供や高等学校での実践などを行う。

イ 国際連携・国際執行の強化

- ① 国際執行プロジェクト (CBEP : Cross-Border Enforcement Project)
悪質な海賊版サイトに対する「国際執行の強化」を目的に、エシカルハッカー(サイバーセキュリティの専門家)や海外弁護士と連携し、サイト運営者を追求・特定していく。合法的なデジタル・フォレンジック調査、オンラインプロファイリング/オープンソースインテリジェンス調査²や情報開示請求などの手法により、運営者につながる確たる証拠を保全するといった一連の流れを確立し、我が国政府の支援のもと国際執行に向けたワンストップ体制を構築する。
- ② 中国・CODA 北京事務所
中国 NGO 法人として許可を受けた CODA 北京事務所として、法人登記した際の事業である①音楽録音以外の日本の著作物の著作権証明(認証業務)、②会員企業の正当な権利保護、③著作権法の調査・広報、④中国と日本の著作権分野における交流・協力について、中国関係機関・関係団体等と連携のうえ取り組んでいく。
- ③ モーション・ピクチャー・アソシエーション (MPA) 等との連携

¹ 昭和 61 年 8 月、知的財産の保護と不正商品の排除を目的に、警察庁の指導の下、日本音楽著作権協会 (JASRAC) をはじめ国内外の権利者団体によって設立された任意団体。シンポジウムの主催や各種イベントへの参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正流通の調査、国内の P2P ファイル共有ソフト対策等の各種活動を行なっている。

² SNS などの通話情報など様々なデータを監視して、海賊版サイトの運営者やアップローダーを特定する調査方法。

国際的に海賊版等知的財産権侵害対策に積極的に取り組んでいる、MPA 及び国際レコード産業連盟（IFPI）等、海外著作権関連団体の現地ネットワーク等を利用した連携強化を図る。

特に MPA との間では、オンライン侵害対策に関する連携強化を目的に締結した MOU に基づき、定期協議を継続的に実施して、グローバル化かつ潜在化するオンライン侵害に係る最新の直接的対策及び間接的対策について協議を深める。

④ 韓国著作権保護院（KCOPA）等との連携

韓国では韓国著作権保護院（KCOPA）等との連携強化を継続的に実施し、定期協議を韓国及び日本で開催して両国における知的財産の保護に係る情報共有を行う。また、両国の活動を通じて、中国をはじめ東アジア地域における知的財産権保護基盤の構築を目指す。

⑤ 東アジア地域における知的財産権保護基盤の構築

東アジアにおける知的財産権関連政府機関（中国：国家版權局、国家新聞出版広電総局、公安部、商務部、工業和信息化部、文化観光部、文化市場行政執法総隊及び中国版權協会、香港：知的財産権局及び税関、台湾：内政部警政署、文化部影視及流行音楽産業局及び經濟部知的財産局、韓国：文化体育観光部、韓国著作権委員会（KCC）及び韓国著作権海外振興協会（COA）等）との連携強化を図る。特に中国政府との間では、中国政府が毎年実施するオンライン上の取締りキャンペーンである「剣網行動」を通じて我が国コンテンツのオンライン侵害に対し協力を求め、違法アップローダーの取締り、ジオブロッキングの導入防止に関して要請を行う。

⑥ 米国大手情報検索事業者との定期協議の実施

米国大手情報検索事業者との間で、定期協議を実施する。

⑦ 偽キャラクターグッズ対策の実施

日本が世界に誇るコンテンツ IP であるが、昨今問題となっている EC サイト上における偽キャラクターグッズの販売等に対して、権利者と連携して共同エンフォースメント体制の構築に向けて、「偽キャラクターグッズ対策委員会」を新設するなどして対策を講じていく。

ウ 広告出稿の抑制

オンライン広告三団体である一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）、公益社団法人日本アドバイザーズ協会（JAA）及び一般社団法人日本広告業協会（JAAA）との間で設置した「海賊版サイトへの広告出稿抑制に関する合同会議」を通じて、定期的に海賊版サイトリスト（日本版 IWL）を共有し、定期的に協議を実施する。

さらに、WIPO が運用する侵害サイトのデータベース「WIPO アラート」への情報共有について検討を行う。

エ 検索結果表示の停止要請

Googleをはじめ関係者により設置した「著作権侵害コンテンツの検索結果表示に関する検討会」を通じて、定期的な会合を開催する。

オ フィルタリング

一般社団法人ソフトウェア協会（SAJ）及び特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）に対して、フィルタリングの対象となりうる海賊版サイトリストを定期的に共有する。また、SAJやJNSAの会員外であっても、フィルタリングソフトを提供する企業からの申し出があった場合は、リストの提供を検討する。

カ 正規版の流通促進

日本コンテンツの正規版の流通促進のため、民間企業等を中心に検討を行い、有効な取組について必要に応じて実施する。

キ その他

- ① 自動コンテンツ監視・削除センター（以下「削除センターという」）による対策
具体的には、以下のような項目を検討のうえ実施する。

- 1) フィンガープリント技術等による自動照合が作為的に回避されるケースがあることを鑑み人的モニタリング等により実質的な削除要請対象を発見する仕組み、アップロード先のプラットフォームや民間の権利者と関係等、実質的な削除要請等を行える環境の構築を行う。
- 2) 削除センターの運用を通じて、Google より提供された Trusted Copyright Removal Program for Web Search (TCRP)³を効率的に活用する。また、Microsoft の Bing への検索結果の削除要請も行う。

- ② 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）への参加

海外における模倣品・海賊版等の知的財産権侵害問題の解決を目指す企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）⁴へ参加し、知的財産権侵害問題に関する情報交換等を実施する。当該会議において得られた情報については、CODA 内会議及び電子メール等を通じてコンテンツ企業に広く提供し、各会員企業等が実施する海賊版等知的財産権侵害対策の一助とする。

- ③ 侵害対策に係る委員会等の実施

³ Trusted Copyright Removal Program for Web Search (TCRP)とは、正確な通知を提出していることが証明されている著作権者等が、Google 社より承認されると提供を受けることができる削除ウェブフォーム（ウェブ検索における）の提出を容易にするプログラムである。

⁴ 平成14年4月、模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、我が国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として設立された任意団体。

我が国コンテンツ業界に対する侵害対策のノウハウ蓄積と侵害対策支援を目的に、当機構が運営している「海賊版エンフォースメント委員会」（海賊版及びオンライン侵害に対する共同エンフォースメントを検討・協議する場）、「CJ マーク委員会」、「法制度委員会」（知的財産に係る法改正や最新情報に関し有識者等を招き情報共有する場）のほか、著作権 に関する業界団体（音楽・出版・放送・映画）を対象とした「団体連絡会」（（一社）日本音楽著作権協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本映画製作者連盟、（一社）日本雑誌協会等で構成）を定期的に開催して、最新情報の共有等に努める。

- ④ 権利者から通報等のあった権利侵害を行うスマートフォンアプリについて、Google 及び Apple に対して、両社が運営するスマートフォンアプリ市場からの削除を要請する。
- ⑤ 違法コンテンツを販売しているサイトが発見された場合に、一般社団法人全国銀行協会や各銀行等に対して、当該サイトの銀行口座等の凍結を要請する。

（２）非インターネット上の海賊版に対する侵害対策の実施

- ① 共同エンフォースメントを実施する予定の地域（中国、香港、台湾、韓国、ASEAN 諸国等）においては、日本コンテンツの侵害実態（著作権・CJ マーク商標権等侵害等）の最新情報を継続的に調査し、効果的な共同エンフォースメントを実施する。
- ② 無許諾同時再送信視聴を可能とする ISD 機器（不正ストリーミング視聴機器）の販売及び電子商取引における海賊版販売などの悪質行為については、刑事手続や電子商取引事業者との連携により出品停止措置を要請するなど必要に応じて実施する。
- ③ 前掲(1)アの著作権教育・意識啓発については、非インターネット上の海賊版に対しても併せて実施する。

（３）コンテンツに対する知的財産権侵害の実態に関する情報収集や新たな対策の検討 以下の内容について必要に応じて調査等を行う。

- ① 匿名性や秘匿性を保証し海賊版サイトの運営を助長する海外のドメイン代行サービス(Njalla 等)やホスティングサービス（防弾サーバー等）の実態及び対策等について。
- ② 海賊版サイトの運営資金の流れに悪用される仮想通貨の実態等について。
- ③ 同時再送信で行われる海賊版サイト対策に有効とされるウォーターマーク技術⁵の実態等について。

⁵ ウォーターマークとは、主に著作権保護等の目的から、画像や映像などのデジタルコンテンツに識別用情報を追加する事であり、あるいは、そのようにして付け加えられた情報のこと。

- ④ 海賊版サイト運営者の特定を困難とする CDN⁶サービス等への実態及び対策(特に悪用が著しいクラウドフレア⁷の対策など)について。
- ⑤ サイトブロッキングの効果などの実態等について。
- ⑥ 欧米で広く流通し社会的問題となっており、我が国でも顕在化が懸念される ISD 対策の実態及び対策について。
- ⑦ オンラインプロファイリング/オープンソースインテリジェンス調査による海賊版サイト運営者の特定について。
- ⑧ オンラインで流通する日本コンテンツの海賊版被害額について。

(4) 知的財産に係る政府への意見提出など

知的財産戦略本部が実施する「推進計画」の策定に向けた意見募集など、政府に対して意見を提出するなど検討を行う。

以上

⁶ コンテンツ・デリバリー・ネットワーク。大容量のデジタルコンテンツをインターネット上で大量配信するためのネットワーク。

⁷ コンテンツ・デリバリー・ネットワークやインターネットセキュリティサービス、分散型ドメイン名サーバーシステム（DNS）を提供するアメリカの企業。